

女性のチャレンジを応援します！



女性のチャレンジ応援塾『輝☆業塾』

草津市では、起業等新たな一歩を踏み出したい女性を応援するため昨年9月1日から全8回にわたり様々な講座を開催してきました。12月15日の事業プレゼンテーションでは着物のリサイクル販売、働く女性のためのヨガレッスン、おむつケーキ教室やオーダーメイドでの製作販売、シニア女性のための起業応援コーチングなど塾生が様々な事業を橋川市長の前でPRされました。草津市はチャレンジをする女性、様々な場面で活躍する女性を応援しています。(この事業は市民公益活動団体「くさつ☆パールプロジェクトチーム」と協働事業として実施しました。)

男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち、草津 (草津市男女共同参画推進計画より)



発行 草津市総合政策部 男女共同参画室

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

TEL : 077-565-1550 FAX : 077-561-2489

E-mail : danjo@city.kusatsu.lg.jp

町内会対象 男女共同参画に関するアンケート結果

昨年 10 月に町内会を対象に実施した男女共同参画に関するアンケート結果は次のとおりでした。

調査概要

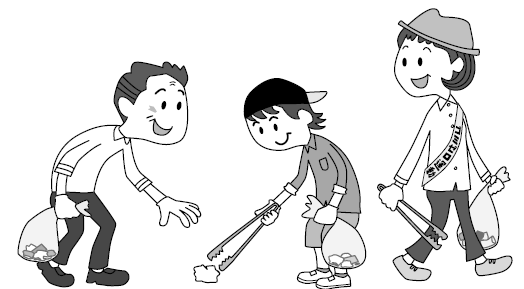
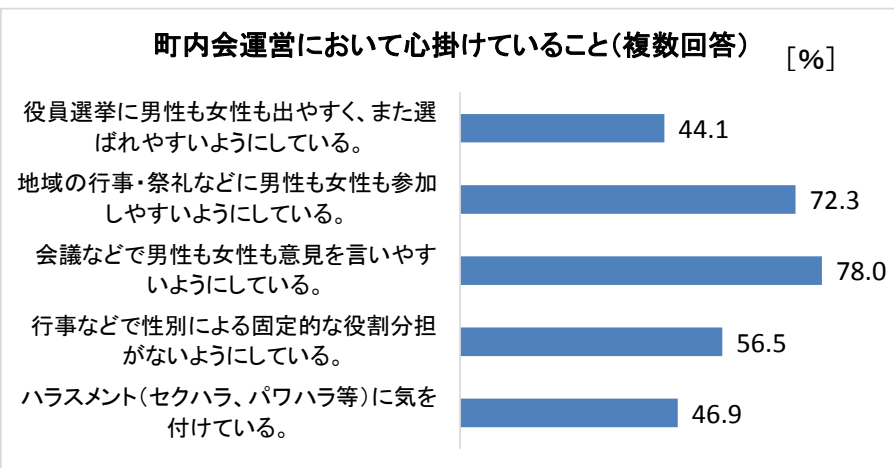
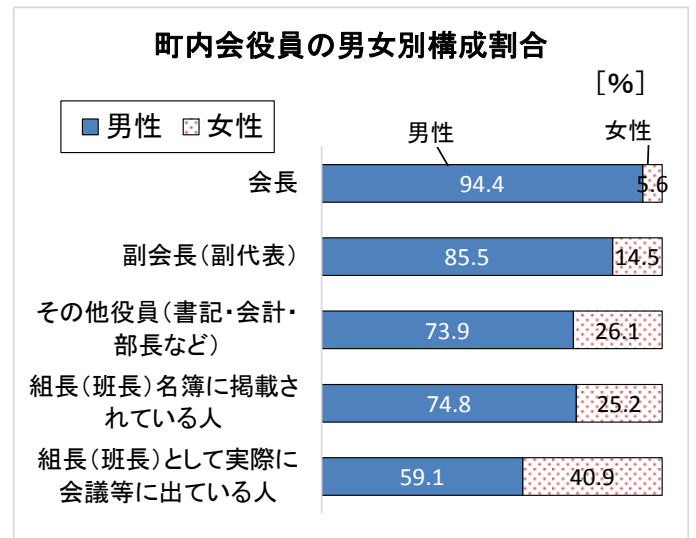
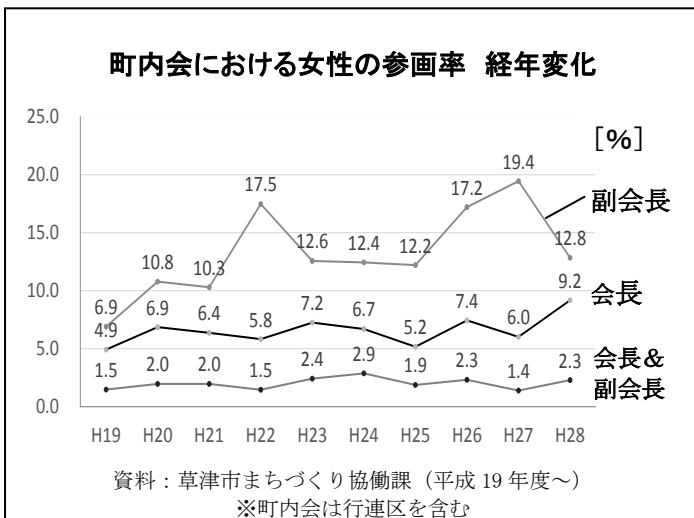
調査目的 H26 市民意識調査では、「地域での男女間格差」を感じる人が増えており、地域における男女共同参画が進んでいないと考えられることから現状を調査した。

調査期間 平成 28 年 10 月 1 日～10 月 31 日 **調査対象** 全 14 学区 210 町内会（行政連絡区を除く）

回答率 約 84.3%

結果のまとめ

- ・約 10 年間で女性会長は約 2 倍となったが、全体の 10% 未満。
- ・会長・副会長以外の役員への女性参画は約 25%。実際に会議に出ている女性は約 40%。
- ・行事などに男性も女性も参加しやすいようにしたり、会議などでも意見を言いやすくするようにしている町内会はそれぞれ 70% 以上。女性が役員に選出されるような工夫や、行事などで性別による固定的な役割分担をなくしていくような町内会運営をしている町内会は半数前後で、まだまだ工夫の余地があります。



自由記述(町内会の取り組み、市へ望むこと)

- ・役員は組長の互選で決定するが、その際に女性の比率を 1/4 や 1/3 を定めると良いのでは。
- ・役員、班長は世帯主を登録するのではなく、実際に会議等に出席する人を登録するよう呼びかけている。
- ・地域での女性の参画を進めるため、市は女性に対してもっと積極的に社会へ出るべきと PR が必要。

*結果の詳細は、市ホームページでも掲載しています。
*市では男女共同参画を進めるため、町内会や各種団体への出前講座を実施しています。講座を希望される場合は男女共同参画室までお申し込みください。

役員が男女同数！自主防災組織も男女同数の隊員で構成！ 東新浜町内会の取り組み

東新浜町内会は、平成元年に設立された老上西学区の町内会で現在 96 世帯です。役員は男性 2 名、女性 2 名の計 4 名、組長は男性 3 名、女性 5 名の計 8 名と男女ほぼ同数です。役員・組長の選出方法は、投票、話し合いなど各ブロックに委任。選出の際は、世帯主の名前ではなく、実際に参加する人の名前で届け出され、役員全て女性になることもあったとのこと。役員会は男性も女性も発言しやすい良い雰囲気でした。



(1/14 東新浜町内会役員会の様子)

町内の自主防災組織は、町内会設立時に発足し、各組から隊員を必ず男女 1 名ずつ選出し、役員を含め男女ほぼ同数の隊員で構成し運営。「災害は、いつ起こるかわからない。男性しか消火活動を行えないと困る。」と橋本会長。訓練は年に 4~5 回実施し、毎回女性の参加が多いそうです。他の活動として新年会、夏祭り、バス旅行、清掃活動などもあり、活発な町内会運営をしておられました。

なんでも言って委員会 ～ジェンダーに関する学習会～



9 月から 5 回にわたり開催した学習会が終了しました。各回、講師の話題提供の後、参加者による活発な討論で盛り上がりました。

【第4回】12/2 「私たちの身近な地域(町内)では」

元町内会長の青木和子さんから、その時の経験を踏まえ、「人には、性別に関わらず、適材適所がある。持ち合わせた能力もある。男だから女だからと肩を張らずに、持ち合わせた能力を発揮し、皆で力をあわせ、お互いに認め合うことで解決できる。」などの話がありました。

【第5回】1/13 「ジェンダーの視点で振り返る」

地域女性史研究家の早田リツ子さんから、「ジェンダーとは社会が暗黙のうちに期待し、イメージしている男女の性差である。4 回の学習会でのテーマ以外に、DV や子どもや高齢者の虐待、居場所を失う子どもたち、LGBT など様々な課題があり、これらもジェンダーの視点で考える必要がある。」などの話がありました。

■学習会の記録は、市 HP に掲載



男性と女性の役割が決まっていますか？

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されました！



育児や介護に伴う離職が社会問題になっています。「仕事」か「出産・子育て」あるいは「介護」のどれか選ばざるをえない現状を変え、一人ひとりの生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、男女がともに多様な生き方の選択を可能にする社会をめざすため、仕事と家庭の両立を支援する就業環境の整備を図る法改正が行われました。施行は1月1日より。

介護

- ・介護休業の分割取得が可能に
- ・介護休暇が半日から取得可能に
- ・介護のための短時間勤務等の利用拡充
- ・介護のための残業免除制度の新設

育児

- ・期間の定めのある契約で働く人が育児休業を取得しやすく
- ・子どもの看護休暇を半日から取得可能に
- ・育児休業の対象となる子どもの範囲を拡大

共通

上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）の防止措置が事業主に義務化。派遣労働者の派遣先にも適用。

※改正の詳細は、厚生労働省のホームページ。相談は、滋賀労働局雇用環境・均等室 077-523-1190

マタハラ、パタハラって何？

「マタハラ」とは、マタニティー・ハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産などをきっかけに職場で嫌がらせを受けることを意味する言葉です。「パタハラ」とは、パタニティー（父性）・ハラスメントの略で、男性の育休取得をはじめ男性の育児参加を阻むような上司・同僚からの嫌がらせを言います。

例えば、「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」、「自分なら休まない。あなたもそうすべき」などの発言が該当します。

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由に解雇や減給等で不利な扱いをするなどは既に法律で禁止されていましたが、さらにマタハラ・パタハラ禁止が盛り込まれました。



女性の貧困

「女性の活躍」の裏側で、女性は男性に比べて貧困に陥りやすい傾向にあります。単身世帯やひとり親世帯の増加や、非正規労働者の増加などにより、女性、子どもの貧困が問題となっています。貧困率は、ほとんどの年齢層において男性に比べ女性の方が高く、特に高齢単身女性やひとり親世帯で高いという特徴があります。

困ったら近くの人に相談しましょう。周りの人はライフラインの滞納など、貧困のサインを見逃さないようにしましょう。

困ったときの相談窓口

- ・くらしのサポートセンター（生活困窮に関する総合相談窓口、市社会福祉課）077-561-2361
- ・女性の総合相談窓口（市男女共同参画室）077-565-1550



様々な支援（こんな制度もあります。各種要件あり。詳細は要問い合わせ。）

- 子どもの学費、養育費 就学援助（市学校教育課）、養育費相談（養育費相談支援センター）
- 住宅 住居確保給付金（市社会福祉課）
- 仕事 公共職業訓練の受講、通所、寄宿手当、教育訓練給付制度（ハローワーク）
- 犯罪で被害にあったとき 犯罪被害者給付制度（県警察本部警察県民センター）
- 家計が苦しい時 生活福祉資金貸付、生活つなぎ資金貸付（市社会福祉協議会）など

1月から！

ストーカー規制強化！ネット上のつきまといも対象に ストーカー規制法が改正され、SNS やブログへの書き込みなどインターネット上でのつきまといも規制対象となり、加害者への禁止命令を迅速に出せるよう変更された。その他詳細は警察庁 HP。

厚労省セクハラ防止指針が改正、LGBTも明記 職場におけるセクハラは被害者の性的指向や性自認、異性間、同性間に関わらず該当することが、セクハラ防止指針に明記された。詳細は市 HP。